

公有地売買 国道55号バイパス近く 広大な宅地を売却

国道55号バイパス近くの形状の整った市有地を一般競争入札にて売却します。

【物件】 小松島市中郷町字加藤 131 番 2

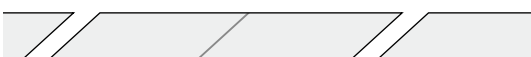
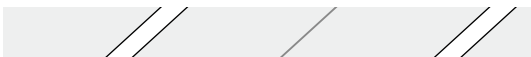
【面積】 1039.03㎡

【売却方法】

市が設定する最低売却価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

【最低売却価格】 950 万円

【現地説明会】 2月16日(火) 午前10時から 現地集合



詳しくは、市総務課管財係（市役所3階 ☎32・2123）まで。

【入札参加方法】

所定の申込書および添付書類を市役所総務課までご提出ください。

【申込受付期間】

2月17日(水) から2月26日(金) の午前8時30分から午後5時15分まで

【入札日時・場所】

3月1日(月) 午前10時30分受付、午前11時入札開始
小松島市役所4階小会議室

農地を最大限利用するため

農地制度が変わりました!



平成21年6月24日「農地法等の一部を改正する法律」が公布され、同年12月15日、改正農地法等が施行されました。

新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、

②農地の貸借規制を緩和して農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正ポイント

(1) 農地の貸借規制が緩和されました!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されました。
(一定の要件を満たす必要があります。)

(改正前)

農作業
常時
従業者

農業
生産法人

(改正後に追加)

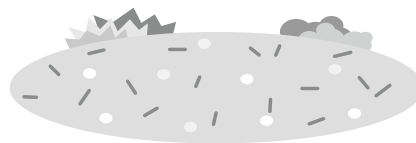
農作業
常時従業者
以外の個人

農業生産
法人以外の
法人

- 市町村等が農地所有者から委託を受け、代理して
担い手に貸付等を行う事業が新設されました。

(2) 遊休農地に対する指導が強化されました!

- 全ての遊休農地が指導の対象になりました。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者に対しては、農業委員会が指導・
勧告などを行います。



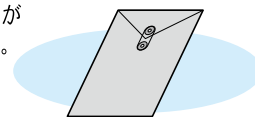
(3) 違反転用に対する罰則が強化されました!

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されました。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されました。

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における 原状回復命令 違反	6ヶ月以下の懲役または 30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)

(4) 農地を相続する場合は 農業委員会への届出が必要になりました!

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある
農業委員会へ届出が必要になりました。
- 届出をしなかったり虚偽の届出をすると、10万円
以下の過料に処せられることになりました。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等
のあっせんを受けることが
できるようになりました。



詳しくは、市農業委員会（市役所4階 ☎32・3810）まで。